

令和 7 年度 「那覇市産業 DX 促進支援事業」 実施業務
委託仕様書

那覇市 経済観光部 商工農水課

■業務名：令和 7 年度 「那覇市産業 DX 促進支援事業」

■委託期間：契約締結日～令和 8 年 3 月 19 日

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大を契機に、社会においては大きな変化が見られ、大企業を中心としてデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）に関する取組みが急速に進展したが、中小・小規模事業者が大半を占める地域経済においては、DX に関する十分な情報や理解が不足しているというのが現状である。

しかしながら、コロナ禍を経たニューノーマル社会への適応、人手不足という喫緊の課題に対する効果的な処方箋の一つは DX 化の取組を促進することであり、こうした取組みを通じた事業者の経営基盤強化、収益拡大、生産性向上に資することを目的とする。

2 事業の必要性

島嶼県である沖縄の中小・小規模事業者は、県外と比べ多種多様な企業との交流が少ないことなどから、最新のデジタルソリューション等に関する情報等も得にくく、当該デジタルソリューション等の導入の遅れが域内生産性にも顕著に現れていると考える。

また、地域事業者においては、DX 等のデジタルソリューション等に関する知識・知見も弱いことに加え、導入に消極的な側面も多く見られる。コロナ禍からの回復期に入り、航空路線の増便や第二クルーズバース整備によるクルーズ寄港増、さらには国をあげたインバウンド受入など、今後益々観光客や修学旅行等の増加が見込まれるなかで、その需要を地域が充分に取り込むためにも DX 化は有効な手段であることから、DX 化に対する取組みが遅れている事業者等に対しては、本市から積極的にアプローチを行いながら、事業者等の維持・存続、成長を後押しする必要がある。

3 実施する業務

「那覇市産業 DX 促進支援事業」の業務実施に当たっては、発注者と定期的な協議の上、双方の考え方や認識を確認し、方向性を確定した上で進めていくこと。

(1) 伴走支援の実施

① 支援先の選定及び決定

令和5年度のアンケート調査の分析結果及び課題整理¹を踏まえ、業界団体等（中心市街地などの「地域」を含む。）を通じた具体的な支援方法の検討及び本事業を通じた支援を希望する業界団体等を4つ以上選定し、そのうち8事業者以上を本市との協議の上、決定すること。

なお、支援先事業者の選定については、8月頃までには行い、十分な伴走支援期間を確保し、支援を行うこと。支援期間中に支援先事業者のやむを得ない事情等で支援が中止された場合は、適宜新たな支援先を選定し、支援にあたること。

※本事業の企画提案に際し、本事業開始後の早急な支援先事業者の選定に向けて、業界団体等との事前調整を図るなど、連携可能な支援先をみつけることが望ましい。

② 支援方法

業界等の支援については、各業界団体等の事務局と緊密に連携しながら、所属する事業者の身の丈に応じた伴走型の支援を前提としつつ、事業規模や社内リソースの多寡に応じた適切で効果的なソリューションの提案や、アフターフォローを担う専門の事業者等とのマッチングを行い、IT導入補助金等の既存施策やオープンソースを活用した設備投資をサポートすることとする。

(2) 講座の開催

① 参加者数等

商工会議所等の支援機関とも連携しながら、デジタル化に対する意欲はあるものの様々な問題から取組めていない、或いは今後デジタル化に関する取組みを始めようと検討している事業者、取り組んでいるもののデジタル化に対する知見等が不足していることから取組が進んでいない事業者を発掘し、20社以上を参加させること。

② 講座内容

講座の内容は、特定の一つテーマ（例：ローコード・ノーコード、生成AIなど）に基づいた基礎講座とし、二部構成とすること。第一部ではテーマに関する基礎技術を取得するための内容とし、第二部では身に着けた技術を活用し、

¹ 「令和5年度 那覇市産業 DX 促進支援事業」成果報告書
<https://www.city.naha.okinawa.jp/business/kigyouricchi/KSYOU00120240515111941450.html>

事業者の具体的な業務課題解決に向けた内容とすること。

③ 実施方法等

参加事業者の自社のデジタル化促進につながるように、個人ワーク型、グループワーク型などの工夫を取り入れた上で、開催回数や開催方法（リアルやオンラインなど）も含め、効果的な運営方法を提案すること。

(3) 成果報告会等の実施

① 実施内容等

業界団体等への支援の成果については、必要に応じてセミナー等の開催や業界紙等への支援事例掲載等を行い、当該業界団体等に所属する事業者へと水平展開を図る。

② 開催方法等

本市産業のDX化を推進することを目的として、市内事業者に対しても広く支援事例を周知・紹介するための成果報告会を開催・運営する。成果報告会はハイブリッド形式で開催することとし、報告会を行う会場は少なくとも50名程度を収容できる会場を確保する。また、リアル及びオンラインの参加者は合計で100名程度となるよう、広く事前周知に努めること。

4 成果物

本業務の成果として、以下を納品すること

- 「那覇市産業DX促進支援事業」報告書： 30部
- 「那覇市産業DX促進支援事業」報告書概要版： 30部
- 上記及び調査関連データを収めた電子媒体： 一式

※納品方法等は協議の上決定する。

5 法令等の遵守

受託者は、個人情報及び機密情報の重要性を認識した上で、管理を厳格に行い、情報漏えい等が発生しないように万全の注意を払うとともに、個人情報の取り扱いには、個人情報関係法令等を遵守すること。

6 受託者の責務

受託者は次の事項に留意すること。

- (1) 業務において知り得た秘密は、他に漏らさないこと。また、中立性を厳守すること。
- (2) 定められた期間に本業務が完了するよう、適切なスケジュール管理に努め、作業の円滑化を図ること。

- (3) 本業務の実施にあたり、契約書、仕様書及び発注者の指示に従い、本業務の目的、趣旨を十分理解したうえで、実施すること。
- (4) 本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

7 費用負担

- (1) 本業務に係る一切の経費は、特に記載がない限り委託金額に含むこと。
- (2) オンライン会議の実施にあたっては、基本、受託者がホストとなること。その場合に必要な本市側の設備及び通信費は本市が負担する。

8 手直し

受託者は業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由により成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正補足とその他の必要な措置を講ずること。その場合の作業に係る費用は全て受託者の負担とする。

9 その他

この仕様書に記載のない事項については、発注者と受託者において協議のうえ決定すること。

以上